

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和3年5月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和3年度道産建築材供給力強化対策事業委託業務

(2) 業務の目的

- ・道内で使用される建築材の多くは輸入材であり、ツーバイ材でのシェアはほぼ100%が輸入材である
- ・道産トドマツツーバイ材を生産する製材工場がツーバイパネル工場へ材を納品し、品質は輸入材と遜色ないとの評価があるが、輸入材との価格差がネックであり利用が進んでいない
- ・また、輸入ツーバイ材の入荷減や価格高騰により、道産材を求める声も大きくなっていることから、道産材のシェア拡大を図る好機と捉えているところ
- ・輸入材との価格差を圧縮し、道産トドマツツーバイ材の利用拡大を図るためには、製材の歩留まり向上によるコスト低減の取組が必要
- ・トドマツ製材工場とツーバイパネル工場の連携によるコスト低減に向けた取組みの成果を普及させることで、全道での道産ツーバイ材によるシェア拡大を図る

(3) 業務の内容

道が示す課題解決に向けたテーマを検証し、検証結果についての報告書を作成する。

【委託項目】

ア 検証テーマ

「製材工場とツーバイパネル工場が連携し、道産トドマツツーバイ材の活用に向けた歩留まり向上、製造コスト低減のための検証」

イ 検証内容

製材木取り方法による製造経費やパネル材としての品質評価など、道産トドマツを利用した場合と現状(輸入製材)の取組について、人工数、コスト、作業性などについて比較検証する。

ウ 報告書の作成

検証結果等について、データや写真等を使用した報告書を作成し、電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)1部を提出すること。

なお、本事業におけるデータや写真の所有権及び著作権は道に帰属する。

※ 詳しくは企画提案指示書をご覧ください。

(4) 契約期間

契約締結の翌日から令和4年2月28日まで

(5) 納入場所

北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係

2 公募型プロポーザル方式に参加する必要な資格

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ク 単独法人の場合にあっても、地域の関係者と連携を図ること。
 - ケ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局

北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係 担当: 佐藤

【連絡先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

電話:011-204-5491 FAX:011-232-1294

4 説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和3年 5月12日(水)午前9時から令和3年 5月28日(金)午後5時まで。

なお、次の(2)場所での交付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/index.htm>)

5 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウに定めるところにより、参加表明書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和3年 5月28日(金) 午後5時

イ 提出場所 上記3に同じ

ウ 提出方法 郵送(書留郵便に限る)

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和3年 6月4日(金)

(2) 提出場所 上記3に同じ

(3) 提出方法 上記5(1)ウに同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続き

特定者を見積徴取の相手方に確定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者(公募型プロポーザル方式に参加しようとする者)の負担とする。
- (3) 企画提案説明会(プロポーザル審査会)を開催し、提案内容を聴取する。
- (4) この公示内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) このプロポーザル及び契約は、手続きの停止等があり得る。
- (6) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (7) 詳細は別添「企画提案説明書」による。